

## 鳥取県 I T 調達低価格入札調査制度実施要領

### (趣 旨)

第 1 条 この要領は、鳥取県情報システム事務処理規程（昭和 58 年鳥取県訓令第 2 号。以下「訓令」という。）第 1 条に規定するシステム等のコスト削減及び品質向上を両立するため、システム等調達のうち、情報システムに関する役務の調達（以下「I T 調達」という。）に係る入札について低価格入札調査制度を導入するにあたり必要な事項を定める。

### (定 義)

第 2 条 この要領において「低価格入札調査」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定により落札者を決定するために行う調査をいう。

2 この要領において「調査基準価格」とは、低価格入札調査を行う基準となる価格として I T 調達を所掌する部局長、課長又は地方機関の長（以下「I T 調達所掌部長等」という。）が定めるものをいう。

3 この要領において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る価格での入札をいう。

4 この要領において「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

5 前各項に定めるもののほか、この要領において使用する用語の意義は、訓令において使用する用語の例によるものとする。

### (適用対象調達)

第 3 条 この要領の適用対象となる調達は、鳥取県情報システムの整備等に係る事前協議の手續に関する要綱（平成 20 年 3 月 25 日付第 200700199985 号総務部行政経営推進課長通知）第 7 条による予算執行前協議を終了した I T 調達を対象とする。

2 第 1 項により対象となる I T 調達のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付するシステム開発業務、システム保守業務の調達に適用し、ハードウェア、ネットワーク機器、市販ソフトウェア等の仕様又は商標名により一定の品質が保証される物品単体の調達については適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、I T 調達所掌部長等が承認したときは、この要領を適用対象 I T 調達に適用しないことができる。

### (調査基準価格の決定)

第 4 条 調査基準価格は、3 分の 2 から 100 分の 85 の範囲内で、I T 調達所掌部長等が定める割合を予定価格に乗じて得た額を目途として定めるものとする。

### (入札に参加しようとする者への周知)

第 5 条 適用対象調達に係る入札説明書には次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 低価格入札が行われた場合における入札終了の方法及び結果の通知方法。

(3) 低価格入札者は、最低価格の入札価格であっても必ずしも落札者にならない場合があること。

(4) 低価格入札者は、事後の事情聴取及び調査に協力すべきこと。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、低価格入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して落札決定の保留を宣言し、低価格入札調査に入ることを告げて入札を終了するとともに、情報政策課長に報告を行うものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 入札執行者は、低価格入札が行なわれた場合には、入札終了後直ちに低価格入札者全員から見積書及び見積内訳書を徴するとともに、IT調達所掌部長等及び総務部情報政策課長（以下「情報政策課長」という。）に報告するものとする。

2 情報政策課長は、低価格入札者全員の見積内訳書について、設計金額の内訳と比較し、著しく価格に差があるものについて、入札執行者に対し関係書類の提出を求めるとともに、次の各号に掲げる項目に留意しながらその理由を明らかにするものとする。

(1) 工程及び機器内訳

(2) 各工程の工数及び作業単価

3 情報政策課長は、前項の調査を終了したときは、調査結果を情報システム委託契約に関する審査委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

(委員会の構成)

第8条 委員会は、IT統括監、総務部行財政改革局長及びIT調達を所掌する部局長、課長又は地方機関の長をもって構成する。

2 委員会の長（以下「委員長」という。）はIT統括監とし、委員長に事故ある場合には、あらかじめ委員長の指定する者が委員長代理としてその職務を行う。

3 委員会は委員長が招集する。

4 委員会は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

5 委員会の庶務は情報政策課で行う。

(委員会の審議)

第9条 委員会は、調査基準価格を下回る価格で入札があった場合における、当該入札者と契約することについての適否の審査を行う。

2 委員長は、第7条第3項の報告を受けたときは、原則として直ちに委員会を開催し、同条第2項の調査を行った低価格入札者の当該入札価格によって役務の仕様に適合した履行がなされるか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当でないかを審議し、当該低価格入札者と契約することの適否を決定するとともに、入札執行者に対し審査結果を通知する。

3 委員長が必要と認めるときは、関係する者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、低価格入札者全員の見積内訳書の記載内容等からこれら

のおそれのないことが明らかであると委員長が認める場合は、委員会の開催を省略できるものとする。

(落札者の決定等)

第 10 条 入札執行者は、前条第 1 項の規定により委員会が契約することを適当と認める決定をした者を落札者とし、落札者に対してその旨を通知するとともに、その他の入札者に対して落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。

2 入札執行者は、前条の規定により委員会が調査を行なった低価格入札者との契約を不適當である旨の決定（以下「失格決定」という。）をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を落札者とし、前項の通知を行う。

(1) 失格決定を受けなかった低価格入札者がいる場合

失格決定を受けなかった低価格入札者のうち最低の価格で入札した者。

(2) 失格決定を受けなかった低価格入札者がいない場合

前条の規定により不適當とされた者を除く入札者であって予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者。

3 前条第 4 項に定める場合には、前 2 項の規定は適用しない。

(入札結果の公表)

第 11 条 低入札価格調査を実施した I T 調達に係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する入札調書の写しの備考欄に「低価格入札調査制度適用 I T 調達」と記載するものとする。

(監督体制の強化等)

第 12 条 適用対象 I T 調達の受託者が低価格入札者であった場合は、I T 調達所掌部長等は情報政策課の支援を受けて次の措置をとるものとする。

(1) 実施体制表及び実施計画書の内容聴取

実施体制表及び実施計画書の提出に際し、必要に応じて受託者の事務所を訪問し、代表者、支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。

(2) 進捗状況の聴取

必要に応じて受託者の事務所を訪問し、委託業務の進捗状況について代表者、支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(情報システム委託契約に関する審査委員会設置要綱の廃止)

2 情報システム委託契約に関する審査委員会設置要綱（平成 18 年 8 月 1 日付第 200600055903 号総務部行政経営推進課長通知）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
(施行期日)

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
(施行期日)

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
(施行期日)

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。